

平成 30 年第 1 回定例会 総務政策常任委員会

平成 30 年 3 月 5 日

渡辺(ひ)委員

まずははじめに、私の質問は、県の政策と S D G s についてということで、本会議で代表質問させていただいた質問について御答弁も頂いておりますので、それに沿って何点か伺いたいと思います。S D G s 、持続可能な開発目標について、簡潔に概要の確認をしたいと思います。

総合政策課長

持続可能な開発目標、いわゆる S D G s は、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標が設定されました。この 17 の目標の下には、更に細分化された 169 のターゲットが設定されているものです。S D G s では、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範な課題に統合的に取り組むこととしております。これを受けた国では、S D G s に係る施策の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進をするため、持続可能な開発目標推進本部を設置するという取組、また、2016 年 12 月 22 日に持続可能な開発目標実施指針を決定し、これに基づき取組を進めているところです。

渡辺(ひ)委員

概要を確認させていただきましたが、神奈川県のグランドデザインに基づく、本県の政策と国連が提唱する S D G s の関係はどのような関係なのか、お伺いします。

総合政策課長

かながわグランドデザイン基本構想では、その基本理念として、いのち輝くマグネット神奈川の実現を上げております。県では命を輝かせるため、医療の充実だけではなく、食、農業、エネルギー、環境など様々な分野を連携させ、総合的に政策を進めてきました。そして、その基本的な目標は、命を中心に据えて、持続可能な神奈川を目指すということです。

一方で S D G s の方は、持続可能な開発目標として、2030 年の世界の在り方を導こうと国連で決定したものでして、将来にわたり、私たちの暮らしに持続可能な形で改善することを目指し、世界を変えるための 17 の目標を掲げ、総合的に課題解決に向けて進んでいこうというものです。この考え方というのは、私どもが進めておりますいのち輝くマグネット神奈川と同じ発想なのではないかと考えており、S D G s といのち輝くマグネット神奈川の取組とは軌を一にするものであると考えているところです。

渡辺(ひ)委員

知事からも同様の御答弁を頂いたかと思いますが、その中で軌を一にするとという意味からすれば、非常に前向きな御答弁だったと思うのです。ただ、確認しておきたいのは、今御答弁の中にありました、今後、県の政策と S D G s の関係を整理するとともに、S D G s を念頭に置いた政策の方向性を検討すると

いう御答弁だったので。この方向性を検討するということですが、もう少し当常任委員会では、具体的にどのようなものを考えているのか、お伺いします。

総合政策課長

本県では、かながわグランドデザインに基づき、いのち輝くマグネット神奈川の実現に向けて、様々な取組を進めております。そこで、グランドデザインに基づくそれぞれのプロジェクトの狙いや施策というものが、SDGsの17の目標のうちどの目標につながっているのか関係を整理するとともに、SDGsの観点から見て、現状の県の施策として十分な点、あるいは不十分な点などを洗い出していくことが必要ではないかと考えております。具体的には、平成30年度に予定しておりますかながわグランドデザインの点検の中にSDGsを座標軸として利用しながら、世界の中の神奈川県ということも意識しながら、現状の立ち位置や目指す方向を確認していきたいと考えております。そして、点検結果を踏まえて課題を明確にし、20年から30年先を見据えた持続可能な神奈川の実現に向けて、今後の政策づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

このSDGsには、具体的に17の目標と169のターゲットが設定されているということで、質問の中ではそういう測定可能な指標の設定が非常に重要であると述べさせていただきました。今、御答弁に民間、大学等、行政も含めて、共通の理念である座標軸になり得るということではお答え頂いたのですが、もう少し具体的に、そういうターゲットの設定をどうしていくのか、御答弁ください。

総合政策課長

ターゲットについては、17の目標があるわけですので、こうしたものを私たちのグランドデザインの23のプロジェクトの中でどのように17の目標というか、それを位置付けていくのか、整理していきたいと考えているところです。

また、測定可能な指標ということをお話しがありました。その測定可能な指標の設定ということについて言いますと、本県が持続可能な神奈川の実現に向けて取組を進めていく上で、やはり目指す姿の達成度を図るような指標というのは、一定程度必要なのだろうと考えているところです。その際に、SDGsの17の目標や169のターゲットも考慮していくことは重要ですが、これらは全世界の広範な課題に関連したものというもので、本県の指標として有効なものや、あるいは参考とすべきものというものを見極めていく必要もあるのではないかと考えております。国のSDGsの実施指針では、SDGsを達成するための具体的な施策ごとに指標が掲載されているようですので、こうしたものを参考にしながら、本県として持続可能な神奈川の実現にふさわしい指標として活用できるかどうか、こうした検討をしてまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

いずれにしても、SDGsの目標、ターゲット、2030年を目指してということなので、また5年ごとの検証等もありますから、当然、それには具体的な指標がないと評価基準にならないというのがありますので、今、御答弁があった

意味はよく分かるので、それを踏まえた上でしっかりととした設定をよろしくお願いします。

それから、本会議での代表質問でも質問させていただき、御答弁もありましたが、私の方からは、全庁的な取組が必要だという質問をさせていただきました。それに対して、知事からも全庁的な推進体制を整えるという答弁があったわけですが、もう少し具体的に全庁的な推進体制というのはどういったことなのか、お伺いします。

総合政策課長

SDGsは、経済、社会、環境を巡る広範な課題に総合的に取り組むものですから、知事をトップとする形で、各局長が構成員となる全庁の体制を想定しているところです。SDGsの目標達成のためには、様々な分野にまたがった取組が必要でして、県の施策においても各局の連携が不可欠ですので、できるだけ速やかに設置する方向でこうした体制を組んでいきたいと考えております。そして、全庁的な推進体制の中では、本年度3月に総合計画審議会の部会から報告される予定の報告書である社会環境の変化に伴う新たな政策課題について報告書を踏まえながら、SDGsと県の政策との関係を整理し、SDGsを念頭に置いた県の政策の方向性などについて検討を進めてまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

具体的な取組の体制を早急に検討願いたいと思うのですが、これはいろいろ考え方はあると思うのです。例えば、今、全国的に各都道府県がこの取組を進めています。その中で、大阪府は全庁的な取組を神奈川県と同様に行うのですが、ほかにもあるかもしれませんけれども、大阪府は特にSDGsを推進本部という別立ての体制をつくって全庁的な取組を行うという発表もありました。私は神奈川県で全庁的な取組の中で推進本部をつくれという意味ではありませんが、しっかりと機能する全庁的な体制を、是非、他県の取組も踏まえながら検討願いたいと思います。その上で執行体制も大事ですが、先ほど言った5年ごとの検証ということもあるので、この検証体制も重要なことで質問させていただきました。これについて、全庁的なという御答弁だったような気がするのですが、それを含む意味で検証体制はどうするのか、御答弁ください。

総合政策課長

検証体制については、SDGsに対する全庁的な推進体制を設置していくことを考えておりますので、まずは、その中で県の取組の検証を行っていきたいと考えているところです。その上で、今後、平成30年度にはかながわグランドデザインの総点検をさせていただきます。その先のところで、例えば、県の次期計画の中にSDGsの考え方を踏まえた取組や指標が盛り込まれているということも一つ想定されると思いますが、もしそういうことになるのであれば、総合計画の検証体制の中で、取組ということも考えられ、その際には、総合計画審議会、あるいはその部会において検証するということにもなると考えております。

渡辺(ひ)委員

次の質問ですが、国がアクションプランを出して、各都道府県にはしっかりと推進をお願いするとなっていますが、国の方では、各市町村にもこのSDGsの取組、推進を求めていくわけです。そうすると、神奈川県だけではなく、神奈川県下の各市町村についてもこのSDGsの取組が重要だということで、私は全県的な取組をお願いしたいと本会議での代表質問でさせていただきました。その上で知事からは、市町村との相互移管や連携協力を進めるなど、十分にコミュニケーションを取りながら、市町村と一体となってSDGsの推進に取り組むという御答弁もありました。非常に前向きな気もしますが、市町村と一体となってという表現が少し分かりにくい部分もあるのです。具体的にはどのような取組をしていくと考えているのか、お聞かせください。

総合政策課長

SDGsの理念は、県や市町村が取り組んでいる、例えば、地域活性化や県民福祉の向上など、各種施策の目指す姿と共通するものではないかと考えております。実際に多くの市町村においては、SDGsの理念に通じるような様々な行政施策が既に実施されているのではないかと考えております。これは平成30年2月6日に行われました県内の全市町村長がお集まりいただいた会議の場においても、知事自らがSDGsをどのように使っていくか検討し、県と市町村が一緒になって持続可能な社会づくりに取り組んでいきたいという呼び掛けをさせていただいたところです。

そこで、今後、県としては、市町村と十分なコミュニケーションを図りながら、理念の共有や情報交換を行うとともに、県内の各地域の実情なども十分に踏まえつつ、意見交換などを行いながら、持続可能な神奈川の実現に向けて、市町村と連携協力してまいりたいと考えているところです。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁で、全体的な取組の理解をすることができました。ただ、私が危惧しているところは、県下の各市町村、例えば、横浜市のようにモデル都市指定をしていただいているところについては、首長自らこのSDGsについて前向きに取り組んでいこうという形になっていますが、そうではない市町村も幾つか我々も感じているところがあります。そういう意味からすると、我が会派も公明党という政党として、各市町村の議員がこの取組について各市町でしっかりと行うようにという質問をさせていただいております。そういう意味では、議会側からもしっかりと鼓舞させていただきますので、組織として、県庁としての取組も、是非、強力にお願いしたいと思います。

次に、このSDGsを念頭に神奈川県として、今後、どのような取組を行っていこうと考えているのか、お伺いします。

総合政策課長

県としては、今後、グランドデザインに基づく様々な政策と、SDGsとの関係を整理させていただき、SDGsを一つの座標軸として、現状の県の施策として十分な点、あるいは不十分な点などを洗いしていく必要があると考えております。このように国際社会の共通の目標であるSDGsを念頭に、県の様々な分野の政策の方向性を検討していくことで、世界の中でも神奈川県とい

う観点からも、神奈川県が進むべき方向、講ずべき政策の意義などを見詰め直すことができるのではないかと考えているところです。これまで県では、様々な分野を上からさせることによって政策を推進してきましたが、世界共通のSDGsという考え方を取り入れることによって、今まで連携していなかった分野同士においても、新たな政策的なつながりが生まれ、総合的に政策を進めることができるようになるのではないかと考えております。

また、SDGsは行政だけではなく、民間企業、大学、県民など、様々な主体を共通の目標として設定されたものです。このSDGsという理念を掲げることで、神奈川県が抱えている課題に対して、様々な主体が一体となって解決に向けて取り組んでいけるものと考えております。県が取組を進めるに当たっては、市町村はもちろん、多様な主体と十分にコミュニケーションを図りながら連携し、持続可能な神奈川が実現できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今、このSDGsについて、国のプランが出たということも含めて、例えば、経団連、連合、各商工会議所など、民間のそういった企業団体についてはかなり意識が高くなり、近い将来、こういったSDGsにしっかりと取り組んでいない企業は、投資も受けられない、選別もされるという中で、チャンスであり、ある意味危機感を持って取り組んでいこうという機運が高まっています。そういう意味では、しっかりと行政側としても、それと連携できるような体制、計画、施策の策定というのはしておかないと、逆にバランスが取れない形になると思われますので、是非、今、御答弁いただいたことをしっかりと取り組んでいただきたいと要望させていただき、この質問は終わります。

次に、こちらも私が本会議での代表質問で質問させていただいたものについて若干質問したいと思うのですが、障害者の雇用促進についてということで質問させていただきました中で、この当常任委員会に関する代表質問での質問並びに答弁に沿って、確認も含めて質問させていただきたいと思います。質問の中では、私の方から、平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基準に加わるということで、法定雇用率も引き上げられる状況の中で、民間企業等における障害者の雇用を促進する観点からも、県が率先して障害者雇用に取り組むべきという質問をさせていただきました。既に、神奈川県自体は法定雇用率を上回っていることを承知しておりますが、知事からは、障害者採用選考に取り組む、チャレンジオフィスについて取り組むという御答弁がありましたので、これについて何点か確認を含めて、質問させていただきます。

まずははじめに、県における障害者雇用の状況について、数字的には達成しているということが分かっておりますが、障害別の内訳なども含めて、確認させていただきたいと思います。

人事課長

法定雇用率は、現行2.3%のところを平成29年6月1日時点では、知事部局雇用率3.22%となっております。障害者の障害別人数ですが、身体障害者が180名、精神障害者が2名、知的障害者が3名の計185名となっているところです。

渡辺(ひ)委員

これまで身体障害者を対象に実施してきた採用選考について伺いたいと思いますが、来年度からは、精神障害者や知的障害者も受験できるように準備を進めているという御答弁が私の本会議での代表質問に対してありました。今後、詳細は詰めるということだと思いますが、現在の身体障害者を対象とする採用選考の現行の受験資格並びに採用後の勤務条件等を教えてください。

また、精神障害者、知的障害者の募集について東京都が先行しているわけですが、先行団体における受験資格等について、何か分かっていることがあれば、教えてください。

人事課長

本県の身体障害者を対象とした選考試験の受験資格ですが、まず、身体障害者手帳の交付を受けていること、神奈川県内に在住していること、採用時に18歳以上であること、これは上限はありませんが、定年年齢が60歳のため、採用時に60歳以上の方は採用されず、18歳以上であればですが、60歳以上の方は採用されないということがあります。また、給料、勤務時間、休暇などの勤務条件ですが、これは障害者ではない他の常勤職員と全く同様となっております。

それから、先行団体の状況です。東京都では、今年度に実施した試験から、身体障害者に加えて、精神障害者や知的障害者の方も受験できるようにしております。失業保険ですが、精神障害者は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること、知的障害者は療育手帳の交付を受けていることなどを受験資格としております。これまでの本県の身体障害者を対象とした採用選考の内容を基本として、こうした先行団体の取組を参考にし、来年度も採用選考の実施に向けて、今後、人事委員会と調整してまいります。

渡辺(ひ)委員

もう一度確認で、今、現行の障害者採用基準の中の採用年齢について御答弁がありましたが、18歳以上ということで、60歳まで働くということでした。ということは、採用時に30歳や35歳と上限の年齢制限はないということでしょうか。

人事課長

現在の身体障害者の採用選考の中では、年齢制限の上限はありません。

渡辺(ひ)委員

それらを踏まえて検討するということなので、しっかり人事をしていただき、先行団体の状況や、また、先行団体が実際に採用してみて様々な課題等があるかもしれませんので、そういう中の情報収集をうまくしながら、しっかりした制度設計をお願いしたいと思います。

それから、チャレンジオフィスについても御答弁がありました。これについては、具体的にはどのような取組なのか、確認させていただきたいのと、これも先行団体の取組等があるかと思いますので、あれば教えてください。

人事課長

チャレンジオフィスは、民間企業等への就労へつなげる目的で、精神障害者や知的障害者を非常勤職員として一定数雇用し、基本的には同じオフィスの中で、全庁から受注した事務補助や決算ごとに従事してもらう取組です。既に、

東京都や千葉県などで実施しており、さきにも御質問ありましたが、両団体とも雇用期間は、民間企業への就労に向けて最長で3年間までとしているとのことでした。また、仕事内容については、例えば、文書の封入、発送作業、パソコンへのデータ入力、文書のシュレッダー作業、ファイリング作業などが中心となっているようですが、年間を通じて安定的に業務量を確保することが課題とのお話でした。

渡辺(ひ)委員

東京都、千葉県で行っており、神奈川県も取り組むということで、非常に重要な取組だと思うのです。民間主導にいきなり行って、サポートなどしている体制をつくっていますが、それでもなかなかうまく就労につながっていかないというケースもありますので、そういう意味では、県としてしっかりとこういったオフィスを持って、様々なことをして取り組んでいく、そこで民間参入の取組としては非常に先進的な重要な取組だと思いますので、しっかりと準備を進めていただきたいと思います。その中で大事なことは、今、御答弁の中にありました県が非常勤として先行団体でも最長で3年間雇用して、民間団体の就労につなげていくということですが、言葉で言うほど簡単な話ではないのではないかと思うのです。いろいろ工夫もしていかなければいけないと思うのですが、その辺りについてはどのような考え方なのか、教えていただければと思います。

人事課長

保護団体の取組で申し上げますと、民間企業への就労に向けて千葉県では、チャレンジオフィスに業務指導や助言を行う職員を複数名配置するなどの受入態勢を整えているとのことでした。また、各地域で就業面や生活面での相談支援を行う障害者就業生活支援センターと緊密に連携しながら取り組んでいるということとして、例えば、障害者就業生活支援センターの職員と定期的に会議を行って情報共有等を図るとともに、民間企業への面接や実習日程の調整なども支援センターが中心となって行っているということでした。こうした先行団体の取組も参考に、民間企業への就労へつながるよう工夫してまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

障害者の採用として、新規採用の問題、非常勤としての採用ということで大きく二つについて確認させていただき、御答弁を頂きました。しっかりと対応をお願いしたいと思います。

また、雇用するに当たっては、職場関係をしっかりと整えるということも重要なと思っております。具体的な制度設計というのはこれからということですが、障害者雇用の促進に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、組織人材部長に御意見、考え方をお伺いしたいと思います。

組織人材部長

御質問の冒頭に委員からお話しがありましたとおり、民間企業等における障害者雇用に対する理解を促進するためには、県自らが率先して雇用に取り組むということが重要だと考えております。雇用に当たりましては、個々の障害の状況等を踏まえて、実際に配置する配置登録のサポート体制を整えるなど、職場環境の整備はもちろん図ってまいりますが、大事なのはその職場だけではなく

く、全庁的な周囲の理解が必要であると考えております。そこで、今後、県としては障害者理解の職員研修といったものを充実するなどし、また、先行団体がおりますので、この例も参考にさせていただきながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今現在、身体障害者が 180 名、精神障害者が 2 名、知的障害者が 3 名ということで、合計 185 名ということからすると、御答弁いただいた取組が進めば、精神障害、知的障害の方々が県の職員として採用されて職場で働くという話になりますが、今、御答弁にあったように身体障害者の方となった後で、やはり違う方々なので、そういったことからするとしっかりと周知徹底など図っていかないと、非常に職場として難しい部分が出てくると思いますので、組織人材部長が御答弁されたことをしっかりと取り組んでいただき、環境整備をお願いしたいと思います。

次に、これも私の本会議での代表質問に関連して質問させていただきますが、代表質問では、私の方から未病指標の構築について質問させていただきました。非常に難しい取組だということも質問の中できさせていただきましたが、どういう具合かというと、個別の指標でいえば、新年度、神奈川県はメタボリスクについて取り組むし、また、民間での取組を見れば、個別の指標についてはそれなりの指標がある。しかしながらそうではなくて、それを統合した総合的な指標を県として取り組んでいくということについては、非常に難しい取組であると質問させていただきました。しかし、県が取り組むものであれば、その部分にしっかりと取り組んでこそ、県が取り組む意義があるということも指摘させていただきました。知事からは、答弁の中でその総合的な指標の構築についてはしっかりと目指していくのだという御答弁を頂きましたので、これらの質問、答弁を踏まえて、何点か質問させていただきます。

まずははじめに、来年度、メタボリスク指標の構築、普及推進事業に取り組むということで、御説明もありましたが、未病指標の構築について、これまで何年間でどれくらいの費用を投下してきたのか確認したいと思いますし、また、各年度の取組の結果について、どのように県として評価しているのか、お伺いします。

未病産業担当課長

未病指標の構築に関するこれまでの費用については、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で 5,200 万円となっております。そして、各年度の取組の結果に関する評価ですが、まず、平成 27 年度は第 1 回目の ME-B YO サミットの議論を踏まえて、個人の未病状態を見える化するための方策について、諸外国の事例も含めた幅広い調査を行い、米国で開発された疾患のリスクを予測するモデルの活用が適当との結論を得たところです。これにより、未病指標を構築していく方向性を明確化することができたと感じております。平成 28 年度は、平成 27 年度の成果を踏まえて、米国の疾患リスク予測モデルが日本人に対して有効であるか検証するとともに、企業健保の従業員約 18 万人分の健診データを解析して、メタボリックシンドロームに関する指標の試作版を作成しました。

これにより、メタボの発症リスクを指標として示すことが可能になったと評価しております。

また、平成29年度については、この指標によって明らかになるリスクを提言するために、行動変容を促す改善プログラムの試作版の作成と、それを企業健保において、その有効性の実証に取り組んでいるところです。この3年間の成果を踏まえて、平成30年度には市町村におけるメタボリスク指標と改善プログラムの構築と活用につなげていきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今、3年間で5,200万円ということでした。私も様々なところで計算をしたのですが、非常に表現が難しく、私が計算すると、金額的にはもう少し跳ね上がるのです。いろいろなことが包括された事業費が入っているのだと思うので、今、答弁された5,200万円の方が正しいとは思いますが、いずれにしても、今まで県が行ってこなかった事業、そして今の5,200万円というのは、委託事業だと思います。この委託事業というのは、委託したその額が安いのか、高いのか、非常に分かりにくい事業だと思います。それで出た成果について、本当に費用対効果に見合ったものかどうか、それを検証するのが非常に分かりにくい事業だと思います。今、県の方の御答弁としては、投下した費用に見合った成果が得られたという御評価だと思いますので、それはそれでよしとしますが、是非ともこういう民間委託をするものというのは、値段があつてなきがごとく、この事業なので、非常にその辺りは整合性も含めて、しっかり検証していかないと駄目なのかという気がします。

専門家への質問の中でも、今後、投資額を幾らかというライフィノベーション全体の質問がありましたが、やはりそういうものについては、しっかり精査した上で、今後、取り組んでいただきたいと思います。これは意見として述べさせていただきたいと思います。その上で、御答弁にもありました、WHOと連携して国際的な指標を目指すということですが、具体的にはどのような連携を図っていくのか、また、どのように国際的な指標を目指すのか、非常に期待を持ったような答弁なのですが、逆に言えば冷静に言うと、非常に難しい取組という気がするのですが、具体的なイメージを教えていただければと思います。

国際戦略担当課長

WHOはヘルシーエイジング、健康な高齢化ということですが、この実現に向けて、高齢者的心身の能力を評価するため、運動能力や認知能力など五つの領域に分類して、基準づくりの検討を進めているところです。このWHOの評価基準と県の未病指標については、ともに心身の状況を見る化し、自己管理や行動変容につなげるということで、整合した取組です。

また、その具体的な中身についても、このWHOの心身能力の5領域については県の未病指標の重点領域とおおむね一致しているところです。そこで県としては、このWHOの検討会議、クリニカルコンソーシアムに参加して、世界各国の専門家に県の未病指標の取組を紹介し、多様な知見を得ながら、未病指標の構築を進めていきたいと考えております。早速、メタボリスク指標については、WHOの5領域の一つであります活力という分野がありますが、この評

価基準として採用することを投げ掛けているところです。こうした取組を通じて県としては、その国際的にも有用性を評価され、多くの人々に利用される指標の構築を目指していきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

全体的なイメージは分かりましたが、少し確認したいのは、WHOと連携し、国際的指標を目指すということで、認証というか評価をされるということになった上で、そうはいっても、この当常任委員会でも数々の質疑がありましたが、神奈川県の未病リスクの様々な指標というのは、例えば、県内も近隣の方々もデータを活用した上で、エビデンスをつくっていくと思うのです。そうすると、先ほど御答弁の中でも、アメリカで開発されたものが日本にも適合するかどうか検証したという御答弁もありました。その辺りの関係からすると、神奈川県がもしつくってできたとして、未病のそういった指標というのは、要は世界共通になるという意味なのか、そうではないという意味なのか、その辺りをもう一度御答弁願います。

国際戦略担当課長

私どもとしては、未病指標、まずはクリニカルコンソーシアムにおいて、各専門家に対して紹介していく、そしてWHOについても県の取組として、ヘルシーエイジングの取組の中で、その評価基準の参考にしていただく方向で投げ掛け等を行っていきたいと考えております。こうしたものを通じて、各国の専門家なり、あるいはWHOのネットワークを通じて未病指標の有用性といったものが、世界各国で一定の評価を得て、実態として多くの人々に利用されるようになります。私どもとしては、国際指標としてそういった指標を目指しているところです。

渡辺(ひ)委員

まだ半分理解しておりませんが、いずれにしても、WHOがある程度認めた有用な指標にしていくということだと思うのです。もう少し言うと、神奈川県が取り組むというよりも、神奈川県でつくった指標が、WHOにきちんと認証されているのだということがあった方が、当然、それなりの信ぴょう性、信頼性にもつながっていくと思いますので、私は今の御答弁だけだと理解は半分ですが、いずれにしてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、知事の答弁の中では、幾つかの個別の指標を総合的、最終的な指標にしていくのですが、個別の指標については、民間による指標をこの次に活用していくのだという御答弁を頂きました。私もかねてから民間でしっかりと研究、エビデンスもされているものがあるのだということで思っておったのですが、知事からもそういう御答弁がありました。その上で、総合的にするのは県の役目ですが、個別の指標については民間活用をした方がよいのではないかと私も思っておりましたが、これについては具体的に現状はどんな進行状況なのか、教えてください。

未病産業担当課長

この未病の種類については、現在、アカデミア、企業、国、市町村、県といったメンバーで構成する研究会を設置して検討を行っているという中で、現在、生活習慣、生活機能、認知機能、あるいはメンタルヘルス、ストレスといった

個別分野ごとに、国内外における既存の指標についての事例調査を行っております。それとともに、その具体的な活用を図っていくための課題や方向性について、検討を進めているところです。

渡辺(ひ)委員

しっかり検討した上で、しっかりしたものを活用していただきたいと思います。

次に、個別分野の指標として、説明がありました。まず、メタボリック指標について構築していくとなっておりますが、このメタボリック指標については、国民健康保険の保険者努力支援制度の強化項目にこの指標を導入するように国に働き掛けていくということですが、その目的と内容について確認させていただきます。

未病産業担当課長

国民健康保険の保険者努力支援制度ですが、平成30年度に国民健康保険の制度改革があり、それに当たって設けられた制度です。都道府県や市町村による医療費適正化等の取組に応じて、国から交付金が配分される仕組みになっている制度です。この保険者努力支援制度の評価項目へのメタボリック指標を導入する目的ということですが、このメタボリックが高い層をできるだけ早く発見して行動変容を促し、生活習慣病の発症のリスクを減らしていくといった市町村の取組を支援することで、医療費の適正化につなげていくことを期待しているところです。

また、具体的な内容としては、市町村がメタボリック指標を活用した場合には、評価の得点を高めることを国に対して要望していきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

各市町村が、しっかりこのメタボリックについての周知、啓発も含めて取り組んでいただければ環境も整うという意味だと思うのです。その意味で、できればその分、市町村に対する支援、得点が高まれば、当然、インセンティブが働くということになると思います。逆にいうと、この取組を一生懸命、神奈川県が各市町村に働き掛けて行わせること、行っていただくことによって、県に対するインセンティブみたいなものも発生するのでしょうか。

未病産業担当課長

繰り返しの部分もありますが、保険者努力支援制度は、国から示された評価項目と配点に基づいて算出した都道府県と市町村の得点により、都道府県及び市町村への交付額が決まってまいります。仮に、この未病指標が国の評価項目に加わった場合には、市町村が未病指標を活用することにより得点が上がり、国から市町村及び県の助成額の方も増額されることが期待されるということで、未病指標の活用は、市町村及び県にとってもインセンティブになると考えております。

渡辺(ひ)委員

様々なものが国から補助されるということなので、しっかり県としても取り組んでいただきたいと思います。それから、最終的な目標として、総合的な指標について、その内容やスケジュール等を来年度中に検討していくという御答弁を頂きました。私自身は、課題を整理した上で、未病指標の構築に向けて全

体像を早期に明らかにすべきと考えておりますが、総合的な指標について、どのような課題があり、また具体的にどのような検討を行っているのか、また、来年度中に検討していくということですが、その辺りのところを御答弁ください。

未病産業担当課長

まず、総合的な指標の課題ですが、総合的な指標を構築していくためには、個別分野ごとに未病状態を把握することが前提となりますので、まずは個別分野における指標をしっかりと確立していく必要があります。また、それぞれ個別分野ごとの指標を多角的に分析し、総合的な指標として数値化していく必要があります、この二つの課題があると考えております。そこで、来年度の研究会においては、個別分野における指標の候補を選定するとともに、総合的な指標について、具体的にどう数値化していくかといった手法、あるいは構築のステップについて、他の研究機関などでも行われている研究成果等も参考にしながら検討を行っていきたいと考えております。そうした中で、スケジュールについても具体的な年次を検討し、できるだけ早い時期にお示ししていければと考えております。

渡辺(ひ)委員

要望を申し上げます。県のアンケートでもありましたが、基本的には県民の多くの方々が健康に対する関心は高いです。しかし、それが分かっていながら、なかなか行動に移せない。それを具体的に行動に移す、県は行動変容という言葉を使っていますが、これは非常に難しい課題だと思う。そういう意味からすると、しっかりとしたエビデンスのある、それもテレビや様々な情報から出てきていてもそういうものではなく、しっかりと裏付けのある、先ほどの質問でもお答えいただいた、例えば、WHOが認証しているということも含めて、総合的な指標をつくっていくということをしていかないと、なかなか行動変容につながっていかないと思います。

そうは言ながらも、予算ということも考えて、健康長寿日本一をいつまでにレベルアップしていくかということも含めると、スケジュール感は大事だと思います。いつまでも問題だけを抱えて、だらだら行うということではいけないし、実際にそういう総合指標ができたとしても、それを普及させて、本当に県民が自分自身の行動変容を変えていくという限りでは、これ自体でもすごく時間のかかる作業になってくると思いますので、それも含めた早急な検討を、是非、よろしくお願ひしたいということを要望させていただきます。

次に、本序組織の再編について、前回の当常任委員会の質問に関連して質問させていただきたいと思います。前回の当常任委員会では、県民局の廃止に伴う移管の考え方などについて確認させていただきました。再編そのものについては、御説明いただきて一定の理解をしましたが、予算委員会、決算特別委員会、総務政策常任委員会でもありましたが、県民に対する様々な説明を含めて、丁寧に取組を行ってきたという指摘もさせていただいたところです。そんな中、今回の局設置条例の改正が具体的に出ており、それを踏まえた来年に向けての執行体制が、具体的な課まで示されました。取組、サービスの向上に向けてしっかりとこの体制をつくって、取組ができる組織にするこ

とが重要だということですので、今回、示された様々な体制について、何点か質問させていただきます。

はじめにお伺いしたいのは、県民局のくらし県民部にあった人権男女共同参画課が福祉子どもみらい局に移管されましたが、移管された先の組織図を見ると、人権男女共同参画課は部に属していない組織になっています。改めて、福祉子どもみらい局に移管した理由と、部を置かない組織とした理由について、確認の意味でお伺いします。

人事課長

人権男女共同参画課の人権施策ですが、これは共生社会の観点から、福祉部門と関連が強く、一方で、男女共同参画に関する施策については、子育て支援の観点から、現在も次世代育成部門、再編後は子どもみらい部となります、こちらとの関連が強いものと考えております。

また、人権男女共同参画課では、女性保護やDV対策も所管しており、これらの業務は児童虐待防止や生活保護との連携が必要となるケースが多くあります。このように人権男女共同参画課は、福祉部門、それから再編後の子どもみらい部門、両部門との関連がとても強いので、福祉子どもみらい局に位置付けることとしました。そうした中、福祉子どもみらい局には位置付けましたが、人権男女共同参画課は、県政運営に基本的かつ重要な視点である共生社会の推進に深く関わるものとして、部の枠を超えた取組が欠かせないものと考えております。そのため、部には属さず、福祉子どもみらい局の直下に置くこととしたものです。

渡辺(ひ)委員

今の御説明で一定の理解をしたいと思いますが、全庁的な取組が必要なので、局の直下に置くということですから、それについてはしっかりと理解させていただきます。その上で大事なことは、逆に言えば、局を超えた全庁的な取組も行わなければならないという意味なので、しっかりとその辺りも配慮、取組はお願いしたいと思う。部がないが、局に属しているので局の中ということで、今、御答弁にあった取組がしっかりとできるように連携体制をお願いしたいと思います。その上で、次は国際文化観光局に移管した国際課、文化課についても同様に、もう課題としてなっておりますが、これについてはどのような提案なのか、具体的にお願いします。

人事課長

新たに設置する国際文化観光局の規模等を勘案したところ、部を置かないということで、基本的に課だけとなりました。これは、現行のスポーツ局なども部は置いておりません。ただ、現在の観光部門ですが、観光部門の下で多くの関係団体と調整するということもあり、業務が円滑に引き継がれるよう、国際課、文化課については部を置いておりませんが、観光部門については、現在の組織体制を維持し、観光部を置くこととしたものです。

渡辺(ひ)委員

今回、改編をすることなので一定の理解をしますが、全体的な整合性から言えば、国際課、文化課に部がなく、観光課の方に部があるということは、ある意味では、過渡的というか、少し整合の溝が若干あるものと思います。そ

うは言いながらも、今回、新たな取組なので、しっかり取り組んでいただいた上で、将来的なことも含めた検討は、是非、お願ひしたいと思います。

それから、今回の組織再編に当たって、課の統廃合について何か検討があつたのか、なかつたのか、確認させてください。

人事課長

施策事業を効果的、効率的に推進するため、施策の関連に着目し、課の統廃合も検討しました。ただ、結果的には統廃合は行っておりません。

渡辺(ひ)委員

それでは、統廃合が今回はなかつたということで、ずっと質問をしていて感じことがあるものですから、その辺りを質問させていただきますと、例えば、ヘルスケア・ニューフロンティアの推進本部の業務について、取組的にはいろいろ答弁を聞いていると、やはり保健福祉局との関係で、非常に深い取組だと思います。その辺りについては、来年度に向けて、そうはいっても御答弁を聞いているとこれは福祉が行った方がよいのか、こちらが行った方がよいのか、私自身が分かりかねるようなこともあるのですが、特に来年度、この再編に向けて、組織的には分かりましたが、組織の表には出てこない事業としての移管というものは何かあるのでしょうか。

特区連携担当課長

ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室の業務のうち、ヘルスイノベーションスクールの設置準備については、平成30年度から保健福祉局に関連して設置します健康医療局の方に移管します。当スクールについては、平成31年度の開設に向けて、平成30年3月に文部科学省に設置認可申請を行う予定です。設置に向けた準備がより具体的な段階となることから、設置先であります県立保健福祉大学を所管する健康医療局に移管することとしたところです。

渡辺(ひ)委員

ヘルスイノベーションスクールについては、そちらに移管したという御答弁でしたが、先ほどから、部や課といろいろ言葉を使わせていただきました。そういうことも全て踏まえると、例えば、新しい事業のライフイノベーションスクール、これは県として新たな取組だと思うのです。そういうものが、例えば、特区に行くということは、県立保健福祉大学、流れの中では所管という意味、取り組む事業という意味からすれば、県立保健福祉大学の所管がそちらに移動するのは理解するのですが、ライフイノベーションスクールということで度々御答弁を頂いていますが、シンクタンク機能を有するだとか、いろいろなことを行なうなければならないという取組を踏まえると、この組織図を見ると保健医療部の下に保健人材課があるという枠組みの中で、特にライフイノベーションを含めると、他の部局ともしっかりと連携を取って行なうなければならないということを踏まえれば、新年度からこの体制になることは、私は是認しますが、しっかりその辺りを踏まえた取組ができるように環境整備をお願いしたいと思います。

その上でもう少し確認させていただきたいと思いますが、この保健医療局の中に、今回、保健医療部があつて、その中にがん・疾病対策課が位置付けられています。これは、今までと同じ位置付けです。課としての位置付けはこれで

よいのだと思うのですが、がんというのは、非常に神奈川県民にとって重たい病気、り患をする方々が多い病気、このがん対策をしっかりと行っていくことは理解します。しかしながら、がん・疾病対策課といって、実際にはその課の中で、今回、部と課になったわけです。がんセンターの問題も含めて、大変な課になります。ここでは、依存症もこの課で扱っていくということです。私も質問の中でさせていただきましたが、この依存症対策は非常に重要で、県の取組は遅れていると思います。当常任委員会になじむ質問ではないかもしれません、アルコール、薬物、ギャンブルがあつて、新たに質問させていただいたのは、ネットやゲーム依存というものが、今後、WHOで認定されてくるという取組の中で、神奈川県はその具体的な取組の目標、対策をしっかりと定めた計画については、アルコール依存しか持つていません。持つていないというのは検討中だと思いますが、既存の薬物、ギャンブル等も依存症になっていながら、その取組も計画すらないというのが神奈川県の状況です。そこに、ゲーム、ネット依存が入ってくれば、その対策をしっかりと行わなければならないという環境の中で、がんと疾病対策が一緒にあってよいのかどうか、若しくは一緒であつたとしても、課としてはこのまま許容するにしても、その事業についてはしっかりとそれを踏まえた体制整備が必要ではないかと思うのですが、その辺りについて具体的な質問で申し訳ありませんが、どんな取組がされたのか、教えてください。

人事課長

職員数の調整と、いわゆる定数調整については、厳しい財政状況の下で、限られた人的資源をどう配分するかといった視点が重要です。そのために、定数調整に当たり、各局には、スクラップ・アンド・ビルトの徹底とより優先度の高い施策事業への重点配置をお願いしているところです。また、財源要求には局内で優先順位を付けてもらうようなこともしております。こうした状況の中で、各局ともヒアリングを丁寧に行い、議論を重ねた上で全体のバランスを見ながら調整しているところです。委員お話しのがん・疾病対策課については、確かにアルコール健康障害対策推進計画の策定がありました。こちらが終了することにより、1名減するというところも考えておりましたが、依存症対策に力を入れているということで、その分減をせずに、結果として増減なしということで行っております。

渡辺(ひ)委員

最低限の取組はしていただいておりますが、当然、今、お話しのあったようにヒアリングを行いながら、各部局との調整をし、限られた財源の中で人員配置をするということは理解します。どこだけが厚く、どこだけが薄くということもできないことだと思いますが、しっかりとシェアリング、ケアリングをしていく上では、やはり総合計画なのか、政策推進、各局の施策の進捗はどうなのか、しっかりと見ていただいた上で、そのヒアリングの中でしっかりとチェックした上で、体制整備を行うようにしたいと思います。

その上で、厳しい財政の状況の中ですが、限られた人的な配置ということで苦労されているのは、今の御答弁を聞いても分かりますが、神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案が提出されており、その表だけを見ますと、知事

部局は36名の減という表記がされています。こうした中、今回の組織再編に当たって、課題やニーズに的確に対応するための職員の数は本当に確保できたのかどうか心配になるのですが、数字だけを見ると、トータルで36名減ということになっていますが、今言った取組や内実も含めて、もう少し説明してください。

人事課長

委員お尋ねのとおり、職員の定数条例上は、知事部局は36人の減員となっておりますが、これは県立保健福祉大学の公立大学法人化などにより、100人以上の大幅な減員が出ますので、実質的には74名の増員、県立保健福祉大学は公立大学法人化により県から定数がなくなりますので、こうした意味では実質的には74名の増員となっております。組織再編の関連としては、児童虐待対応の支援対策強化など子供関連施策で17人、それからインバウンド観光など国際文化観光施策で12人、人権施策の推進で7人などの増員を行い、必要な職員数を確保しているところです。本庁機関の再編に加えて、実数的に増員ということで、来年度に向けた必要な組織執行体制は構築できたものと考えております。

渡辺(ひ)委員

知事も、その後もメリハリを付けて、特にこの件については、しっかりと力を入れていく組織再編ということで、それに伴って局、課がしっかりと配置されたということを踏まえて、一番大事なのはやはり人員だと思うので、それがしっかりとフォローされて、拡充をするところについては拡充されているという御答弁で安心しました。今後も、不断の見直しを含めた取組をお願いします。

次は、ヘルスイノベーションスクールの設置準備について、何点か質問させていただきます。ヘルスイノベーションスクールについては、何回か質問させていただいたのですが、今回、御報告が様々ありました。今回、御説明のあつたスクールに関連して、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の中期計画案について報告資料の御説明がありました。その中で、どの計画も数値目標の中に科学研究費補助金の申請件数というものが示されており、外部資金の活用という意味では、我々がずっと訴えていた取組として大事な取組だと思っていますし、そうは言ながらも件数が示されているのですが、確認したいのは、金額だと思うのです。件数があっても金額をどれだけ確保したかというのが大事な話なので、まずはその辺りを確認したいと思います。今年度、同スクールの教員候補者に交付されている科学研究資金獲得の額はどの程度だったのか、件数だけでは分からぬと思うので、件数と額をお示しください。

メディカル・イノベーションスクール設置準備担当課長

同スクールの専任教員として就任予定の教員候補者たちは、現在、他機関に所属しておりますため、正確な金額を把握できておりませんが、文部科学省の所管になっております国立情報学研究所が開設しているホームページの科学研究費助成事業データベースで、研究代表者となっている者については確認ができたところです。その結果、7名が研究代表者として平成29年度の文部科学省科学研究費補助金を交付されており、総額は約1,500万円となっております。

渡辺(ひ)委員

7件で1,500万円というのは、非常に難しい評価になると思うのですが、決して多い額ではないと思います。それは、その研究に対する補助の対価なのか、研究の質についての対価なのか、いろいろな補助金があるので一概に評価できないと思うのですが、一般論ですと、私見ですが、7件で1,500万円というのは、決して多い額ではないと思います。というのは、今後のHISの額、件数が出ていましたが、その辺りは件数だけではなく、取り組む研究の内容などをしっかりと精査した上で、額がもう少し確保できる取組によっても客観的に来られる講師陣の評価にもつながるのではないかと思いますので、その辺りの取組は、是非、お願いしたいと思います。このスクールの教員の競争的な研究資金の確保は重要になってくると思うのですが、今後、どのように対応していくのか、考え方を教えてください。

メディカル・イノベーションスクール設置準備担当課長

県立保健福祉大学は、平成30年4月に公立大学法人になるため、従来より自由な運営が可能となります。よって、工夫を凝らすことができるようになります。ヘルスイノベーションスクールにおいても、競争的資金の獲得を促していくたいと考えているところです。そのため、他の大学や研究機関の教員、研究者との共同研究を奨励したり、また、科学研究費獲得のための知識や技能を教員に教示する説明会の開催や、申請書を作成するためのサポート体制の整備などを検討したいと考えております。

渡辺(ひ)委員

しっかりと体制整備をお願いしたいと思います。今の御答弁にあった共同研究ということで、ある教授が共同研究を行うことがあるときに、例えば、その研究が県で考えているこの大学に付すシンクタンク機能に求めているテーマ研究と全く違う研究になったのでは、余り意味がないというか、効果がなくなるわけです。特にライフィイノベーションスクールについては、シンクタンク機能を求めていくことなので、それについて県としては、どのような県政課題をこのイノベーションスクールにシンクタンクとして求めていくのか、その考え方はどうでしょうか。

メディカル・イノベーションスクール設置準備担当課長

ヘルスイノベーションスクールでは、県政の保健・医療・福祉の課題解決に向けた提言などを行うことで、シンクタンク機能を担っていきたいと考えているところです。そのためには、県と大学が県政課題を共有するとともに、組織体制を整備することが重要だと感じております。他大学の例を参考にしますと、定期的な委員会を立ち上げ、研究対象となる課題を県と大学がともに調整、決定しているといった事例や、大学内にセンターといった組織を設置し、教員が兼務され、そこで県政課題の調査研究を行っているという事例や、県から研究を受託する事例などがあります。県としては、そういう事例を参考にし、今後、シンクタンク機能の構築に向けた検討を進めたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

少し危惧されるのは、同スクールはシンクタンク機能とイノベーション人材の育成と、当然、大学院ですから、こちらの方も力を入れていけばよいと思う

のですが、イノベーション人材の育成ということと、シンクタンク機能の連動性というのは簡単なようで難しいと思いますが、どのように考えているのか、確認したいと思います。

メディカル・イノベーションスクール設置準備担当課長

ヘルスイノベーションスクールでは、シンクタンク機能を発揮して、県政の保健・医療・福祉の課題の解決に向けた提言などを行うことを予定しております。そのためには、県内の保健・医療・福祉の現場を研究フィールドとしたり、県内の実際のデータを分析するなど、調査研究を行う必要があると考えているところです。こうした研究に携わった教員は、研究で培ったノウハウを、例えば、データ分析などに関する教育に生かしたり、また調査研究の場に教員と一緒に学生を実習生として参加させることで、教員の教育研究能力と学生の問題解決能力などの双方の向上が期待されると考えているところです。このように、シンクタンク機能が教育と効果的に連動するよう検討してまいりたいと思います。

渡辺(ひ)委員

今、イノベーション人材をしっかりと育てていくことと、シンクタンク機能をしっかりと連動させていく、フィールドワークを中心にという御答弁なので、それについては一定の理解を示すものです。その上で、2年間の大学院、いわゆる人材を毎年15人くらい学生を採用するという流れですが、私見では一番理想的なのは、今、神奈川県が取り組んでいるライフィノベーションセンター、若しくはライフィノベーションの関係の協議会、様々な関係団体とのつながりが県であるわけですが、一番確実なのは、ライフィノベーションセンターに入っている企業の方々、その人材が、この大学に来ていただく上で、2年間学習をし、その企業に戻っていただくというのが一番理想的な形です。当然、海外からの人材も確保するという話でしたので、そればかりではいかないと思いますが、そういうことが非常によいのだと思うのです。そのことが、逆にライフィノベーションセンターの中にこの大学院がある意義にもつながるのだと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

メディカル・イノベーションスクール設置準備担当課長

今、委員お話しのとおり、川崎市川崎区殿町地区に所在しますライフサイエンス分野、LICなどと企業、研究所と同スクールについては、密接な関係になると予想されております。これらの企業からの学生を積極的に受け入れていきたいと考えているところです。その後、開設に向けては、川崎市川崎区殿町地区に所在する企業同士で行う会議の場や、直接の訪問を通じて、例えば、授業を主に平日の夜や土曜日に開校するなど、同スクールの教育、研究内容について広報活動を実施し、学生の受入れにつなげてまいりたいと考えているところです。

渡辺(ひ)委員

この大学院自体が、平日の夜や土曜日を中心開校するということを含めると、やはり地理的な問題、物理的な問題も含めて、一番立地が良いのはライフィノベーションセンターの中だと思います。いろいろな意味で、今言った取組も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、先行会派の質問の中でも、ヘルスケアの取組を未病対策ということで様々質問をされた中で、御答弁としてWHO神戸センター、実際にはWHOのシンクタンクですが、ここと運用という御答弁がありました。私の方からは、このWHO神戸センターにシンクタンクがあるわけですから、こことの連携というのが非常に大事になるし、人材交流、共同研究ということを行っていった方がこの大学院の意義がますます増していくのではないかと思っているのですが、それについてはどのようにお考えなのでしょうか。

国際戦略担当課長

WHO神戸センターについては、これまでも高齢化社会に対応し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジは全ての方に医療を保障せよという理念です。これを実現するための取組を連携し、進めてきたところです。WHO神戸センターは、正式名称をWHO健康開発総合研究センターといって、WHOのシンクタンクとして社会システムのイノベーションなどによる持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けた研究活動を行っているところです。ヘルスイノベーションスクールも超高齢社会を乗り越えるための社会システムのイノベーションの実現を目指すということですので、委員お話しのとおり、それぞれの双方の共同研究、あるいは人材交流といったことの連携について検討してまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

ヘルスイノベーションスクールについて、何点か質問させていただきました。これからこの取組なので、今、御答弁があったことについてしっかりと研究していただき、取組を進めていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。